

子どもの権利と 学びのあり方



国連の「子どもの権利条約」が日本で批准されて30年が経過した。では、学校で子どもの権利はどのように保障されているのか。また、そもそも子どもたちは自らの権利を認識できているのか。子どもが権利の主体として育っていくためには、学校はどのように変わっていく必要があるのか。最近の教育政策を意識しつつも、人権としての学びのあり方を、原則的かつ現実的に考えていきたい。

日程	内容
第1回 2025年3月5日（水） 午後6時30分～8時30分	「人権問題を考える枠組みについて」 人権や差別とは何かを考える。一見すると道徳的な価値教育で解決しそうに見えるが、人権教育と道徳教育とはその課題設定がまったく異なる。この理解を前提として、わたしたちが日常的に、実は、差別構造に巻き込まれているのではないかという点を考えていく。
第2回 2025年3月12日（水） 午後6時30分～8時30分	「子どもの権利条約と学校のあり方について」 子どもの権利条約の核となっている第3条と第12条を理解し、それを元に現在の学校での学びのあり方を検証してみると、どんな課題が発見できるか。学力問題も含めて考えていく。

【会場】三鷹市生涯学習センター 学習室1

【対象・定員】中学生以上・20人（申込多数の場合は抽選、三鷹市民優先）

【受講料】一般：2,000円、学生：無料（全2回、各回申込は不可）

【持ち物】筆記用具

【申込期間】2024年12月24日（火）～2025年2月7日（金）必着
（申込方法の詳細は裏面をご覧ください。）



【講師】池田賢市（中央大学文学部教授）

1962年、東京都足立区生まれ。筑波大学大学院博士課程中退。博士(教育学)。大学では、教育制度学などを担当。専門は、フランスにおける移民の子どもへの教育政策および「障害児」教育制度の研究。著書として、『学びの本質を解きほぐす』（新泉社）、『「特別の教科 道徳」ってなんだ?』（共著、現代書館）、『フランスの移民と学校教育』（明石書店）など。

【主催】公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 三鷹市生涯学習センター

【住所】〒181-0004 三鷹市新川6-37-1 元気創造プラザ4階

【電話】0422-49-2521 【HP】<https://www.mitakagenki-plaza.jp/shogai/> 【X】@ShogaiMitaka

